

657

特 248

487

増税と物価騰貴と国民生活

秋田一郎著

大文字書院版

10 SEN

1



* 0031079000 *

0031079-000

特 248-487

増税と物価騰貴と国民生活

秋田一郎・著

大文字書院

昭和 13

AEB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

特 248
487

一、國民は血税で勝利を購へ

支那事變の長期戦化に應じて益々増大する事變費の一部を補ふため、大藏省から總額三億程度を計上した支那事變特別税と呼ぶ臨時増税案が發表された。そして煙草の値が騰つた。酒が騰つた。いろいろの日常品が騰つた。國民は國際情勢が益々紛糾してゆくこの超非常時局を切抜けるためには、從來の覺悟をさらに一始更新して刻苦缺乏に耐へてゆかねばならぬのである。

事實、舉國一致のもとに行はれる巨大な事變費の負擔ぐらゐは、敗戦の場合の惨めさに比べると何んでもないのである。支那事變に従軍して敗戦支那の兵士と民衆の悲惨な状態を實地に視察してきた人々が、誰れでも口を揃へて語ることは、「戦争には決して敗けるものではない」といふことだ。戦火に故郷を失つた民衆が、親は子と別れ別れになり、夫は妻と離れ離れになつて一家ちりぢりのまゝ、ボロ衣服を纏ひ野良犬のやうに食に飢へてアテもなくさまよつてゐる悲惨な状態や、敗残の支那兵が負傷した傷の手當も受けず、逃げ廻る戦友からは見捨てられて、寒風に吹き曝らされてゐる様子をみると、戦争には必ず勝つべきだと、身にしみて思ふとのことで

ある。

敗戦の悲惨さは敢へて實際の戦場をみなくとも充分に想像することができる。世界大戦に敗者となつたドイツやオーストリー・ハンガリーのなめた屈辱的講和や、國內の何百萬何千萬といふ飢餓線を彷徨する大衆の疲れ切つた生活などを考へても、古來戦争においては敗者となる勿れといはれた至言が容易に理解できよう。

特に日本が最悪の場合を假定して敗戦國となつた日のことを考へると（若しさうした假定が許さるゝならば）實に戦慄に値するものがある。といふのは、日本は、例へば支那と異なつて領土は狭小であり、また例へばドイツやオーストリアと違つて、敵に割譲すべき廣大な植民地がない。對手國が一度日本に侵入してくれば、狭い日本は忽ち全土において阿鼻叫喚の修羅場を現出するだらうし、屈辱的講和條件を背負はされたなら敵國に與へるものを持たない日本は、その後幾十年となく悲惨な状態に呻吟しなければならぬだらう。日本は絶対に敗戦國と云つてはいけないのである。

國民の一部の間には、日本が支那を對手として如何してこんな戦時體制を布かねばならぬかを

理解してゐないものがあるかも知れぬ。それは支那を從來の蔑視觀念で眺め、支那事變の意義をよく知らないからである。支那事變は、單に未だ完全な統一國家でもない支那だけを對手にしてゐるのではなく、抗日支那を陰に陽に援助することによつて日本の勢力減退を劃策してゐるソ聯とイギリスの勢力を打倒することである。この意味において日本の現在の状態は、眞に未曾有の非常時局といはねばならぬ。

この戦時體制の強化のため今度の第七十三議會には、三つの注目すべき政府法律案が提出された。それは國家總動員法案と電力國家管理法、それにこの支那事變特別稅法案だ。

國家總動員法案と電力國家管理法は暫らく措くも、この支那事變特別稅法案こそは、日本の國民に直接時局の重大性を認識させる最も有力なものの一つである。この特別増稅が國民の經濟生活に及ぼす影響は、廣汎でかつ深刻なものである。悪口をいへば、國民はこの増稅によつてそれだけ生活の負擔を重くしたわけだ。また一面、この増稅案による各種の増稅が國民の各階層に均等に分擔されてゐるかどうかに付いてもなほ議論の餘地があらう。が、まづ國民の考へねばならぬことは、日本は決つて敗戦國の惨めさをなめてはいけないといふことである。第二には、

幾萬といふ兵士たちが祖國防衛の第一線において尊い鮮血を流してゐるといふ事實である。この根本的な自覺がはつきりしきへすれば、銃後の國民は三度の飯を二度にへらし、芋を食ひ粥を啜つても長期應戦の戦費を賄ふことに何んの不平も感じないだらう。

敗戦の惨めさを味はさないために、そして日本の將來の大きい發展を築くためには、全國民はまづ謙虚な氣持をもつてこの支那事變特別税を檢討しなければならぬ。

一、増税案の全貌とその意義

賀屋藏相はかつて昨年の第七十一議會で「日本の國力からみれば、二百億や三百億の戦費の負擔は何んでもない」といつたことがある。事實、近代の大規模な消耗戦においては、二百億、三百億の軍事豫算はまるで煙のやうに吹き飛ぶものである。これはヨーロッパの世界大戦の例をみればすぐ理解できることだ。當時のイギリス、フランス、ドイツらの参戦國の戦費はいづれも數千億萬圓に達してゐるのである。

それで戦争が大規模になればなる程、その戦費の大部分は原則として愛國公債、軍事公債によ

つて賄はれるのであつて、いくら増税したところでこの戦費を賄ふことはできないのである。が、それは止むを得ないといふだけのことであつて、必らずしも美ましいことではない。公債發行の増大に應じて、その利子の支拂ひだけでも増税によることは極めて必要なことである。若し赤字公債の利子拂ひをも赤字公債で行ふといふことになれば、それは必然的に悪性のインフレーションを招來して國民生活の根柢を破壊してしまふからである。こゝに戦費、または事變費の公債發行に必らず増税が伴ふといふ原則が生れてくるわけである。

尤もこれは戦費または事變費の増大に伴ふ増税の原則だけの話しであるが、かうした特別の場合のみについてとなくとも、一般的にいつて國際情勢が逼迫して軍事豫算が増大しそれが公債發行の増加を刺激すれば、必然的に公債發行の財政的支柱として増税の方法が講じられるのである。

この一般の場合と特別の場合の例をわが國の財政に例をとつていへば、二・二六事件後に登場した故馬場元藏相は、廣い意味における軍事豫算が今後の國際情勢に應じて益々増大するのを見透し、所謂馬場財政の名のもとに劃期的な税制改革を計畫し、五億七千萬圓の増税をはかつた

のである。尤も、この増税計畫は、時の財界、金融界の猛烈な反對にあつて遂に實現せず、結城日銀總裁がこれに代つてこの馬場財政に修正を加へ所謂結城増税といはれる臨時増徴法を制定し、昭和十三年以降からこの増徴法により二億七千萬圓が新に國庫に入ることとなつたのである。

特別の場合の臨時増税についても、昨年七月、事變の發端をなした蘆溝橋事件が北支事變にまで進展し、第七十一議會、第七十二議會の兩議會で累計廿七億が可決された時、既に賀屋藏相の手で北支事件特別税總額約一億圓が臨時に増税されたのである。この事件特別税も既にその大部分は昭和十二年度から（その一部は昭和十三年度から）國庫收入となつてゐるのである。尤もこの第一次北支事件特別税はこんどの第二次支那事變特別税の實施によつて廢止される。

従つて今度大藏省から發表された三億萬圓程度の支那事變特別税は、賀屋藏相の手になる第二次の増税案であり、その本質においては支那事變の臨時軍事費の財源に當てられることにおいて第一次増税案と同じものである。しからばこの第二次増税案の背景をなす昭和十三年度の一般豫算並に臨時軍事費はどうなつてゐるだらうか。

まづ昭和十三年度の一般歳出入については、賀屋藏相が一月廿二日衆議院の豫算總會において詳細に述べたのであるが、それによると豫算の歳入歳出共に廿八億六千七百餘萬圓であり、豫算編成の方針は支那事變の長期戦に備へて資金と物資はこれを軍の需要充足に集中し、軍需に關係なき他の方面における資材の消費は、成るべくこれを減少する方針のもとに事變關係施設の充實を期し、その他の諸経費は、眞に緊急差措き難きもののほかは計上しないことになつたのである。而してこの豫算における歳入の内譯は經常部廿億二千三百餘萬圓、臨時部一億五千餘萬圓、合計廿一億七千三百餘萬圓、歳出の内譯は經常部十六億四千餘萬圓、臨時部十二億二千七百餘萬圓であり、歳入の不足は公債によることになつており、公債發行額の豫定は一般會計において六億九千四百餘萬圓、特別會計（朝鮮總督府、帝國鐵道、通信事業）において一億六千六百餘萬圓、合計八億六千餘萬圓となつてゐる。

そして賀屋藏相は「事變關係の軍事費については追て臨時軍事費特別會計の追加豫算を提出するといつてゐるのであるが、既に各新聞紙上において傳へられるところによれば、昭和十三年度における陸海軍の支那事變費は四十五億乃至五十億圓の見當であるといふことである、これが公債によつて賄はれることは勿論である。

これらの數字を要約すると、昭和十三年度における日本の國家歳出は、一般會計豫算廿八億六千八百萬圓と支那事變臨時軍事費四十五億圓乃至五十億とを合計して總額七十三億圓乃至七十八億圓といふ尨大な數字に達するのである。さらにこれを公債の側からみれば、昭和十二年度における公債發行豫定額三十二億一千三百萬圓（支那事變費關係の分も含む）のうちの既發公債は十六億圓で残りの十六億一千三百萬圓は昭和十三年度に殘されてあるから、この十六億一千餘萬圓と前述した昭和十三年度分の新規發行豫定の一般並に特別會計分の公債八億五千六百萬圓、さらに支那事變臨時軍事費の公債四十五億圓乃至五十億圓を總計すれば、六十九億六千餘萬圓乃至七十四億六千餘萬圓の公債がこゝ、一年間に發行される豫定となるのである。

總豫算七十三億圓乃至七十八億圓、本年度中の發行公債豫定額六十九億六千餘萬圓乃至七十四億圓といふ尨大な數字は、確かに一見したところ驚くべきことには違ひないが、日本の現在の實際情勢がそれを要求してゐるのだから仕方がない。これを斷乎として乗り切ることこそ大國民の態度である。が、こゝに繰返していへば、かゝる尨大な數字の豫算を公債だけで賄ふことは戰時財政の基礎を危くするものである。こゝにおいて賀屋藏相のこの第二次増稅案が生れたわけであ

るが、この増稅案が決定した一月卅日の各新聞は大藏省の抱く増稅の趣旨を左の如く傳へてゐる。

一、事變のため今後尙ほ約四十五億に及ぶ軍事費を必要とする場合に、この經費の全部を公債財源に委し毫末も増稅を行はないといふことは妥當の策でない。出征將士の血稅に對して銃後の國民としてはこの際増稅に應じて適宜の戰費を負擔すべきである。

二、事變のため特にその収入を増してゐる向きも相當ある實情に鑑み負擔の均衡を圖る必要がある。

そして増稅を三億五千萬圓程度に限定した理由については次の如き見解が傳へられてゐる。

一、増稅によつて各方面とも極端なる負擔の増加を來たすことのないこと。

二、各種産業に對して打撃を與へないこと

これは要するに次のやうに概括することができるのであつて、根本的にはこの第二次増稅案が全く無理のない定石的な財政道であることが理解できよう。即ちまづ第一には、事變費の大部分は臨時費であるからこれを公債で支辨するのも差支へないが、戰時公債の利子のやうに毎年支出してゆかねばならぬ經常費は増稅とか特別會計からの繰入れをもつて賄ふべきである。これは公

債の市價を正常の關係において維持し、悪性インフレーションを防止する根本手段である。第二には戦争によつてもたらされた所得配分の不均衡の調整が至當である。時局關係で損をしておるもののある反面、ウンと利益をあけてゐるものもあるのだからそれらの人々に負擔の増加をして貰ふといふことは社會正義上當然である。第三には、國民全體にその負擔を増加して時局の重大を認識させ、不必要な奢侈や贅澤を中止させようといふのである。

かうした戦時財政上のいろいろの經濟的精神的意味をもつてゐるところにこの第二次増稅案の意義があるわけであるが、その結果増稅の對象となるものは直接稅、間接稅兩面にわたる非常に廣汎かつ特殊な様相を示してゐる。現在大藏省の原案として確定してゐる増稅案の要綱は左の如くである。(一月卅日付、東京朝日)

第一 臨時的増稅並に負擔輕減等に關する臨時的措置の概要

一、臨時軍事費の財源の一部に充つる爲この際臨時に増稅を行ふこと
臨時的増稅は所得稅、法人資本稅、砂糖消費稅及取引所稅を増徵し、臨時利得稅の外に、事變利得に對し課稅すると共に、利益配當特別稅、公債及社債利子特別稅は從來と同様の課稅を行

ふこととし、物品特別稅は從來の課稅品目以外にその課稅範圍を擴張し、通行稅及び入場稅を設けること、但し北支事件特別稅は廢止すること、尙右の増徵額及び新に設けらるる稅に對しては地方において附加稅を課するを得ざるものとする事
二、時局關係上稅法において負擔輕減等に關する臨時的措置を講ずること(以下略)

第二 臨時的増稅要綱

一、所得稅

(一) 第一種所得稅 普通所得稅、清算所得稅及び同族會社の加算稅に付ては二割五分程度、超過所得稅に付ては一割の増徵を行ふこと、會社の負擔著しく過重なる場合に於ては之が緩和の規定を設けること

(二) 第二種所得稅 第二種所得稅に付ては二割五分の増徵を行ふこと、但し利率年四分を超えざる國債利子に付ては増徵を行はず、銀行預金利子、貸付信託の利益、利率年四分五厘を超えざる地方債及び社債利子に付ては左の稅率とすること

地方債利子

百分の六・五

社債及び銀行預金の利子並に貸付信託の利益 百分の八

(三) 第三種所得税 (イ) 第三種所得税の免税点を千圓に引下ぐること (ロ) 第三種所得税に付ては税額の二割五分を増徴すること、但し免税点の引下げに因り新に課税を受くる者に付ては増徴を行はざること

二、臨時利得税

臨時利得税に付ては其の税率を法人十七・二五、個人十一・五とし、臨時利得税の外に新に昭和十一年前三年間を基準年度とし其の平均利益(平均利益過小なるものに付ては法人に在りては資本の一割、個人に在りては五千圓)を超過する利得に對し左の税率を以て課税すること但し従來の利得にも該當する部分に付ては従來の臨時利得税を課せざること

| | |
|----|-------|
| 法人 | 百分ノ三十 |
| 個人 | 百分ノ二十 |

三、利益配當特別税

利益配當特別税は法人の配當中配當率年七分を越ゆる金額に百分の十の税率を以て課税するこ

一と

四、公債及び社債利子特別税

公債及び社債利子特別税は國債に在りては利率年四分、地方債及び社債に在りては利率年四分五厘を越ゆる金額に百分の十の税率を以て課税すること

五、法人資本税

法人資本税の税率を千分の一・二とすること

六、砂糖消費税

砂糖消費税に付ては税額に付約一割の増徴を行ひ、徴收猶豫期間六ヶ月を三ヶ月とすること

七、取引所税

取引所税に付ては取引税中有價證券の賣買取引の税率を短期萬分の四、長期萬分の六とする事

八、物品特別税

物品特別税は第一種及第二種に付ては従來の課税品目以外に其の課税範圍を擴張し其の税率を百分の十乃至百分の十五とし、新に第三種を設け酒類及び燐寸に對し左の税率を以て課税する

こと

(イ) 酒 類

清酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、移出石數一石に付五圓、酒精、酒精含有飲料同一石に付七圓、葡萄酒同一石に付十五圓

(ロ) 燐寸千本に付五錢

九、通行 税

汽車、電車、汽船等の乗客に對し等級及距離に應じ階級定額税率を以て課税を爲すこと、但し五十キロ未滿の三等乗客に對しては課税せざること

十、入 場 税

劇場、活動寫眞館、運動競技場、舞踏場、ゴルフ場等の入場者に對し料金百分の十の税率を以て課税すること

第三 負擔輕減等に關する臨時的措置要綱 (以下略)

右の要綱決定後、引續き大藏省においては右の第二、臨時的増税要綱の八、物品特別税の課税

物件、課税方法、税率策につき協議を進めた結果左の如く原案を決定した。(二月十一日付、東京朝日)

第一種 (小賣課税、従價甲類百分の十五、乙類百分の十)

◇…甲 類

一、貴石若しくは半貴石又はこれを用ひたる製品

二、眞珠又は眞珠を用ひたる製品

三、貴金屬製品又は金若しくは白金を用ひたる製品

四、鼈甲製品

五、珊瑚製品

◇…乙 類

六、時計

七、萬年筆、金ペン及びシャープペンシル

八、身邊用細貨類(例へばネクタイピンの如きもの)

九、化粧用具

十、喫煙用具

十一、帽子及び杖、鞭、及び傘

十二、皮革製又は金屬製靴及びトランク

十三、靴及び履物

十四、書畫及び骨董

十五、室内裝飾用品

十六、照明器具

十七、圍碁及び將棋用品

十八、家具

十九、漆器、陶磁器及びガラス製器具にして別號に掲げざるもの

二十、貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして

右の第一種の小賣課税については一定の免稅點を設ける豫定であるが大藏省原案は左の通りである。

一、甲類に屬するものは現行物品特別税と同様價格三圓未満のもの

一、乙類に屬するものに付いては

△時計（十五圓未満—以下同じ）△萬年筆

（三圓）△シャープペンシル（一圓）△身邊用

別號に掲げざるもの

二十一、毛皮又毛皮製品

二十二、羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

二十三、皮革製品にして別號に掲げざるもの

二十四、メリヤス、レース、フェルト及び同

製品

細貨類（三圓及び五圓）△化粧用具（三圓及

び五圓）△喫煙用器（三圓及び五圓）△帽子

（五圓）△杖及び鞭（三圓）△傘（ビーチバラ

ソルを含む）（五圓）△靴及びトランク（十

圓）△靴（長靴二十圓、普通物十圓）△室内

裝飾用品（十圓）△照明器具（五圓）△碁盤

（五圓）△碁石（三圓）△將棋盤（三圓）△將棋

駒（一圓）△家具（一個又は一組五十圓）△漆

器、陶磁器及びガラス製器具（一個二十圓）

△貴金屬を鍍し又は張りたる製品（三圓）△

毛皮又は毛皮製品（五圓）△羽毛製品又は羽

毛を用ひたる製品（五圓）△皮革製服（十圓）

△皮革製手袋（五圓）△メリヤス、レース、

フェルト及び同製品（一圓乃至五圓）

第二種（製造課税、從價甲類百分の十五、乙類百分の十）

◇…甲類

一、寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品

及び附屬品

二、寫眞用乾板、フィルム及び感光紙

三、蓄音器及び同部分品

四、蓄音器用レコード

五、樂器、同部分品及び附屬品

六、双眼鏡及び隻眼鏡

七、銃及び同部分品

八、藥莢及び彈丸

九、ゴルフ用具同部分品及び附屬品

十、娛樂用モーターボート、スケール及び

ヨット

十一、撞球用具

十二、ネオン管及び同變壓器

十三、喫煙用ライター
◇：乙類

二十、乗用自動車
二十一、化粧品

一八

十四、ラヂオ聴取器及び同部分品

第三種

(出庫課税、酒類石五圓・七圓・十五圓、燐寸千本五錢)

十五、受信器及び同部分品

十六、扇風器及び同部分品

一、マツチ

十七、暖房用電気、瓦斯又は礦油ストーブ

二、酒類但し濁酒及び果實酒(酒精及び酒精

十八、冷蔵庫及び同部分品

含有飲料税法第三條の三に規定するものを

十九、金庫及び鋼鐵製家具

除く

かくてこの増税案實施による各税目別の平年度における増収額を表示すれば左の如くなる。

| (單位千圓) | |
|----------|---------|
| 所得税 | 一一六、〇〇〇 |
| 臨時利得税 | 三三、〇〇〇 |
| 利益配當税 | 四〇、〇〇〇 |
| 公債及社債利子税 | 二、〇〇〇 |
| 法人資本税 | 四、〇〇〇 |
| 砂糖消費税 | 一〇、〇〇〇 |
| 取引所得税 | 九、〇〇〇 |

物品税 六五、〇〇〇
通行税 八、〇〇〇

入場税 一一、〇〇〇

なほ初年度は砂糖消費税の徵税猶豫期三ヶ月縮少による二千萬圓の増収を除き二億七千萬圓となつてゐる。合計三億一千二百萬圓

註、右の第一、第二、第三各要綱にはそれぞれ「臨時的措置」といふ文句が付けられてゐるが、これは、この増税案は昭和十三年度以降支那事變の終了後一ケ年まで暫定的に實施するといふ大藏省の現在の意向を反映したものである。この點に付いては後の第四節「根本的税制改革の要望」において詳述する。尚ほ第三要綱は増税問題に關係なき故細目を省略した。

三、増税案の國民生活に及ぼす影響

昭和十三年度の總豫算が七十三億圓乃至七十八億圓、公債發行豫定額が六十九億六千餘萬圓乃至七十四億圓といふ老大な數字の戰時財政の前には、如何なる増税反對論も役にたかないのである。事實、若しこの數字を公債だけの流動に任せたら國民經濟生活は根底から破壊されてしま

うのであつて、その際には増税反對論も何もあつたものではないからだ。

従つてこの三億圓程度の増税案——尤もこの増税案の實施によりさきの北支事件第一次特別税一億圓が切替へ廢止されるので總増税は二億圓程度——の輪廓が發表されても、財界は少しも動搖しなかつたし、また國民の間にも何等の不平不満も起こらなかつた。舉國一致のもとに重大時局を擔當しようといふ決意の前には、そしてまた若しこの増税を實行しない場合來るであらう諸種の財政的混亂を考へれば、この三億圓程度の増税は決つて過重ではないとみられたからである。しかもこの増税案がその要綱においても明記してあるやうに、所得税、臨時利得税らの直接税面にも及んでゐることは注目に値することだ。この増税率が國民生活に及ぼす實際的影響を、個々の例をあけて見てみよう。

所得税

所得税は何といつてもわが國の税制體系の根幹で、所謂直接税の大物であるが第一種、第二種、第三種の各所得税とも増税され、その増税額は約一億二千萬圓で増税額三億の約四割を占めてゐる。

1、第一種所得税

これは法人、つまり銀行や會社の所得に課せられるもので、(一)銀行や會社の決算期における純益金に課する普通所得、(二)營利銀行、會社が解散した場合の殘餘財産に課する清算所得、(三)少數の同族で經營する會社に課する同族加算税、(四)普通所得がその會社の拂込資本金と積立金を合はせた資本金額の一割以上になつた場合その超過額に對して課する超過所得などに分類される。このうち(一)(二)(三)に對してはいづれも二割五分、四に對しては一割を増徴しようといふのである。二割五分とか一割といふと大したことのないやうに見えるが、既に結城増税で普通所得と清算所得には十割、同族會社の加算税には五割の増徴となつてゐる上のことであるから決してなまやさしいものではないのだ。尤も、現在賦課されてゐる北支事件特別税は清算所得を除き、おしなべて第一種所得に對し一割を重課されてゐたが、これが廢止されることになるので普通所得についていへば、現實には結城増税による税率百分の十と第一次北支事件特別税による百分の一を加へた百分の十一に對し、こん度は百分の十二・五となるわけだから、純増徴は一割五分といふことになる。が、北支事件特別税では清算所得に對しては手をつけてゐないのでまゝまる二

割五分の増徴となる。

一例を運用資本金百萬圓、純益金十萬圓の株式會社にとらう。この會社は現在所得税で一萬一千圓、營業收益税四千圓、臨時利得税五千七百七十五圓、合計二萬百七十五圓でつまり二割二分負擔してゐるのであるが、こんどは所得税で一萬四千圓を増徴されその他は變りがないから結局十萬圓の所得に對して三萬四千七百七十五圓、即ち三割四分強を負擔するのである。おまけに後述する臨時所得税の増徴の範圍に入る會社ならばその適用をうけてもつと負擔が増すのである。更にこの會社が一文も借金をもつてゐなければ法人資本税が千分の一・二、即ち千二百圓を課せられる。また超過所得をあげるやうになれば前述の割合で課税されるから、まるで税のために儲けてゐるやうなものだ。この例でも解るやうに今後中小會社、銀行は相當大きい負擔を擔ふことになるわけだが、中小會社で著るしく負擔が過重となり將來の運営に差しさりはあるやうな場合には、別に緩和規定を設けることになつてゐる。

2、第二種所得税

これは法人であると個人を問はず、その所有にかゝる公社債の利子、銀行預金の利子、貸付信

託の利益などの特定の所得に課する税であるが、これに對しては二割五分を増徴する。が、この第二種所得税はその實質においては極めて軽い影響をうけてゐるだけである。といふのは、地方債利子に對する北支事件特別税を含む現行税率は百分の六・三であるのに、今次の新增徴案は僅かに百分の六・五に増加されただけであり、社債、利子、銀行預金利子に對する同様北支事變税を含む現行税率は百分の七・五八五で新增徴案は百分の八にまで引上げられたに過ぎないのである。だから現行税率に比して殆ど變りがないのである。しかも年利率四分以下の國債利子については従來通り百分の二に据へ置くことになつてゐる。もつとも年利率四分を越ゆる國債、同じく五分五厘以上の地方債、社債の利子に對しては二割五分の増徴が行はれる上に公社債利子特別税がのしかゝつて百分の十が賦課されるのである。

この第二種所得税に對し政府がかやうな苦心を加へたのは、今後多額に發行される公債の消化を圓滑ならしめること、生産力擴充のために金融を阻害し起債市場を停滞せしめないこと、及び國民の貯蓄心を阻害しないこと等の意味が含まれてゐる。これによつて殆んどその税引利廻りに變化をうけないことになつた事變下の金融界は、何らの混亂も壓迫も感ぜずに生産力擴充の國策

と密接に結合できる譯である。

3、第三種所得税

これは周知の如く個人の所得に課せられるものであつて、従来の税額に對し二割五分の新增徴を行ひ、かつ従来の免税點千二百圓を千圓に引き下げたことは、物品課税と共に最も大きい意味をもつ戦時課税である。

既にこの第三種所得税については結城増税で昨年の四月から上に重く下に軽いやうに超過累進率が適用されて、従来の基本税率による負擔に加ふるに二割から七割に及ぶ増徴が行はれたばかりでなく、北支事件第一次特別税で同じく八月から七分五厘を賦課された。それでこんどの二割五分の増徴は個人の生活にとつてその影響は決して少くない。

まづ免税點の引下げからみてゆくと、この問題は馬場財政當時から大衆税としてその可否が深刻に論議されたものだ。が、今回は遂に事變の長期化を全國民が覺悟してゐるから、この負擔に對する批難は餘り聞かない。千圓についてのこの税率は百分の一（この税率は従来のまゝとして増徴は行はれない）であるから、十圓の課税となるのである。これに地方税附加税が加はるとし

ても、東京に居住するもので本税の四割餘、計約十四圓を少し出る程度であるから一ヶ月當り月一圓二、三十錢の割合ひで負擔することになる。これ位の時局擔當費は大して困難ではあるまい。それにまた實際においては、仲々この免税點にまで到達する所得階級は少ないものだ。従来の免税點は千二百圓であつたが、實際には六千圓以下の所得階級は勤勞所得者に限り天引二割控除の特典がある上に、三千圓以下の所得者には扶養家族（未成年者、六十歳以上の老人）、不具者に對しては一人に付百圓を控除されるし、どの階級の所得者にも適用される年額二百圓までの生命保険料に對してはその分だけ控除されるから、實際には所得税を收めるサラリーマンは相當の收入がなくてはならぬ。この免税點引下げがあつてもかうした條件が適用されることは變りがないから、事實、われわれの税金をお扱ひになる税務署長さんなどもこんどの免税點引下げによつてさへ年額十圓を負擔するものはさうザラにあるものでない。だから將來時局がより重大化してゆけば、もつと免税點が引下げられる可能性は多分にある。事實、普通のサラリーマンでは、大體年に千五百圓から二千圓以上の收入がなければこの第三種所得税はかゝつてこないものだ。が、今度の免税點引下げで新に課税されるものは全國で約五十萬人、その税額は百萬圓ばかり

になる豫定である。額は大したことでないにせよ、非常時を全體が負擔するといふ意味で注目さるべきだ。

さて、この増徴によつて個人個人の課税がどれだけ増加するかをみてみよう。昨年四月の結城増税と昨年八月の第一次支那事變特別課税があつたためこの第三種所得税は相當急激な増徴となつてゐる。

| 所得額 | 本税額 | 新增税 |
|-------|--------|--------|
| 千 圓 | — | 一〇・〇〇 |
| 千二百圓 | 九・六〇 | 一五・〇〇 |
| 千五百圓 | 一五・六〇 | 二四・三八 |
| 二 千 圓 | 三〇・六〇 | 四九・三八 |
| 三 千 圓 | 七〇・六〇 | 一一八・一三 |
| 五 千 圓 | 一七〇・六〇 | 二九三・一三 |

三千圓の所得者は一昨年に較べて四十七圓五十三錢を、五千圓の所得は百二十二圓五十三錢の

負擔増加となるわけだ。

序に付け加へておくと、昭和十年の調査によるとこの第三種所得税を負擔してゐるものは、全國で九十六萬人しかない。それが免税點を二百圓引下げただけで五十萬人が加へられることになつたが、それでも百四十六萬人に過ぎない。このことはわが國に下級生活者、下級サラリマンが如何に多いかを示すものである。

臨時利得税

これは軍需インフレの波にのつて昭和四、五、六年の基本年度の平均利益以上を超過したものに對して加へられる課税であるが、これに對しては北支事件第一次特別税を織込んだまゝ、法人に對しては百分の一七・二五、個人に對しては一・一五を据置くことにした。が、この從來からの臨時利得税のほかに、新たに昭和九、十、十一年の平均利益を基準とし、それを超過してゐる法人に對しては三割、個人に對しては二割を課税する。

例をあげていへば、こゝに二割五分の利益をあげた會社の昭和四、五、六年の平均利益が一分で、同九、十、十一年の平均利益が二割となれば、從來は二割五分から一割差引いた一割五分の

利益(A)に對し百分の一七・二五の賦課ですんだものである。ところが今度は二割五分の利益から二割を差引いた五分の利益(B)に對しては三割の課税をしたうへ、さらに(A)から(B)を差引いた一割の利益(C)に對しても百分の一七・二五を課し、兩者を加へて臨時利得税とするから聊かやゝつこしい計算になるのである。

それでもつと課税の方法を單純化してはどうかといふ意見もあるのであるが、これは軍需インフレ工業それ自身の内部にある利益配分の不均衡を反映したものであらう。また、或る見方からいへばかゝる軍需景氣の線をゆく法人(會社)、個人にはもつと課税を重くしてはどうかといふ論もあるが、この限界に押し止めたのは軍需産業面を萎縮させないためだ。

利益配當特別税

法人(會社)の配當が年七分を超ゆる場合に課する税であるが、これは第一次北支事件特別税をそのまま踏襲して一割の税率となつてゐる。

これについては公債の課税が据置きとなつたことと比較して、その緩和方を要望するものがある。といふのは、會社の配當が七分ぐらゐに制限されては株式の公募に差支へ、その結果産業界

に資金が流入してこなくなるといふのである。が、その議論は一應尤もとしても、現在の革新的機運においては、各産業株の配當は餘り高率でない方がいゝといふ反對論もある。要するに政府としては、何も株式會社の配當を年七分に制限しようといふのではないが、國債を優遇する意向が大いに強いことは事實だ。

法人資本税

北支事件第一次特別税に際して手を觸れなかつたので現行の千分の一・二に軽く増徴しただけである。

砂糖消費税、物品取引税、通行税、入場税

この一聯の課税は所謂大衆課税といはれるものである。事實、これらの税は大衆生活には最も關係の深いものだ。かうした廣汎な間接税の新增徴で大衆は漸やく時局の重大性とそれに對する覺悟を自覺するのである。

まづ砂糖の消費税であるが、これに對しては約一割の税率引上げで平年度一千萬圓をあげようといふのである。砂糖と一口にいつてもなかなかその税種は厄介なものである。第一種の甲(樽

入黒糖や白下糖)は百斤一圓を一圓三十錢に、それ以外の乙は二圓七十錢を三圓四十錢に、第二種は六圓五十錢を七圓廿錢に、第三種の精白糖は八圓を八圓七十錢に、第四種の氷砂糖、角砂糖などは十圓を十一圓といった具合にそれぞれ引上げられる。實際の消費は第二種と第三種が一番多いので、その増徴率を標準に約一割といふのである。そしてこの最も消費の多い第二種と第三種は一斤につき七錢の引上げになる。それで當業者にはこれ位の僅かの引上げで消費量や消費分野に變化が起きることはあるまいとみてゐるが、砂糖類の引上げは當然製菓業、その他の日常生活の嗜好品に影響して行くことは明らかである。

次の物品特別税こそは最も戰時的色彩の濃厚な超非常時課税だ。前掲の表においてみられるやうにこの物品特別税においては酒類を先頭として日常生活の必需品四十七項目に對して課税されるのである。そもそも先の第一次支那事變特別税としてこの課税が設けられた時には、その根本目的は主として輸入品の消費節約、奢侈品の驅逐といふ點にあつたのであるが、今後のこの品種の項目の擴大は全く賣上税的色彩を帯びてきたのである。第一次の場合には贅澤品に限られてゐたので、所謂有閑マダムや有閑紳士たちの關心事に過ぎなかつたが、こんなにマツチの棒一本にま

で新課税が加はつてくると九尺の長屋のお内儀さん連も時局に無關心ではゐられなくなつたわけだ。そして今後この新制定の賣上税のもつ豊かな弾力性は相當利用されるものとみるべきではあるまいか。

まづ第三種の酒類だが、これも遂に從來と異なつて物品特別税の中に入れられた。つまり從來酒類に對する課税は造石高に課せられたもので、酒造家はまだ賣らぬうちから消費者に代つて納税してゐたが、こんどは實際に庫から出して賣り捌く毎に課税されることになつたのである。これは酒造家にとつては一つの福音であり、政府もこれで納税期が早められ都合がよいわけだ。

税率は清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒に對し移出石數一石につき五圓、酒精、酒精含有飲料にも同じく七圓が課税され、これまで薬用品として課税しなかつた葡萄酒に對しても新たに石當り十五圓の税を課することになつたことは注目される。この結果酒は一升について五錢、ビール一本一錢八厘の引上げなる。ビール會社ではこれを機會にコストの値上りを理由として一本につき三錢二厘ぐらゐの値上げをねらつてゐるし、酒も十錢から廿錢位の値上げとならう。

酒類はよくいへばまだ一部の人々の嗜好品ともいへるのであるが、この物品特別税の第一種、

第二種は全国の各家庭の日常生活に必要な大部分の物品に課税されるのである。前掲の表において見られるやうにその品種は四十五項目に及んでゐる。今後は誰れでも免税點以下の安い品物で我慢するよりほかに仕方があるまい。特に酒類と同じ第三種のマッチが千本につき五錢の税をうけるとなると、日本独自の街頭風景だといはれた宣傳マッチの配布もなくなることだらう。カフェーやバーあたりでは早くも宣傳マッチをよして、ライター・サーヴィスなどといふことをやつてゐる。またネオン・サインに課税されるので街のケバケバしい裝飾も少なくなるだらう。この第一種特別税はいづれも賣上税であつて、小賣業者の販賣價格に對し甲類は百分の一五、乙類は百分の一〇を課税される。但し甲類の品物は一樣に免税點三圓、乙類はそれぞれの品物により一圓乃至二十圓の免税點がある。第二種は甲類、乙類の品物とも部分品が多いので製造課税となつてゐるが、これが消費者に轉嫁されることは勿論である。

通行税

この税は十年ほど前、餘り馬鹿々々しい税だとか何んとかいふ議論があつて廢止されたが、こゝとまた復活した。その當時は電車、汽車、汽船のいづれに乗つても一錢乃至四錢を徴集された

ものだが、こんどは五十キロ未満の三等客や市電、市バスには課税しない。

入場税

入場税は劇場、映畫館、運動競技場、ダンスホール、ゴルフ場、スケート場らの入場者から入場料の一割を徴集する。

通行税、入場料の課税率、課税方法は左の通りである。

通行税

(五十キロ未満)二等三錢、一等六錢(五十キロ以上)三等二錢、二等五錢、一等十錢(百キロ以上)三等五錢、二等十五錢、一等三十錢(百五十キロ以上)三等十錢、二等三十錢、一等六十錢(二百キロ以上)三等二十錢、二等六十錢、一等一圓二十錢(五百キロ以上)三等三十錢、二等九十錢、一等二圓八十錢(八百キロ以上)三等四十錢、二等一圓二十錢、一等二圓四十錢

回数券 (二十回以下)前項税額の五倍(五十回以下)同十倍(五十回以上)同二十倍

定期券 (一ヶ月内のもの)は前項税額の五倍(三ヶ月内)同十倍(六ヶ月内)同二十倍(六ヶ月を超ゆるもの)同三十倍

團體契約 (百人以下)同五倍(二百人以下)同十倍(二百人以上)同二十倍
貨切乗車船 三等貨切運賃の百分の五△二等一等百分の十

一、往復券の場合は片道づゝの計算で徴収する、廻遊券は片道と見做す

一、無料バス、寢臺、急行券には課税せず、飛行機には課せず、舊通行税とは異り乗合自動車及び外國行汽船(八百キロ迄)に課税す

入 場 税

第一種、第二種に分ち、アマチュウア運動競技場の入場税を特別に規定す

第一種 (一)演藝、活動寫眞、演藝又は觀物Ⅱ相撲、球野、拳闘その他の競技にして公衆の觀覽に供する事を目的とするものを含むⅢ(二)競馬場(三)前二號に掲ぐるものを除くの外一定の催物又は設備をなし公衆の觀覽又は遊覽に供する場所にして命令に定むるもの(勅令によつて規定するが遊園地、展覽會、博覽會を指す)

第二種 (一)舞踏場、麻雀場、撞球場(二)ゴルフ場、スケート場Ⅱ大弓射的場、釣堀、碁會所は課税せず

一、第一種は一人一回の入場料十九錢に満たざるものは課税せず

一、第二種は設備を利用する料金を課し免稅點なし

一、アマチュウア競技場の入場税を特別入場税とし特に左の規定を掲げる「運動競技にして學生生徒又は該競技をなすことを業とせざる者の行ふものに付き觀覽のため競技場に入場する者より料金を徴するものに付きその入場者に對して一割の課税を行ふ、免稅點は十九錢未満」

四、根本的税制改革の要望

賀屋藏相の立案になる支那事變の長期戦化に對應した第二次増稅案の全貌とその國民生活に及ぼす影響は以上の如くであるが、こゝにおいてわれわれが想起することは昭和十二年時の藏相であつた結城日銀總裁がその臨時租稅法で二億六千九百萬圓の増稅を斷行するに當つて、第七十議會の質問に對し昭和十三年度から中央、地方を通ずる税制の根本改革をなすべき旨を公約したとである。従つて現在開かれてゐる第七十三議會においては右の政府の公約に基く税制の根本的改革案が當然議題となるべきであるが、支那事變による情勢の變化は遂にその公約も破棄する

のやむなきに至つた。

事實、結城前蔵相の後をうけた賀屋蔵相もこの税の制根本改革についてはその就任當時から深甚の考慮を拂つてゐたのである。各國の實例をみても解るやうに、非常時の最中かまたはその直後に税制の根本的改革を斷行するのが財政の常道だからである。

が、賀屋蔵相はこの税制の根本改革の時期、方法について慎重の考慮をとげた結果遂にこの根本的改革をもつと先に遷延せしめることにし、一先づこの増税案を斷行するに至つたのである。これがこの増税案の各要綱「臨時的措置」なる文句のついてゐる理由であり、その反面においては飽迄將來行はれるであらう根本的税制改革を暗示してゐるのである。

しからばこの根本的改革が先に延期された理由は何んであるかといふと、第一には、昨年七月から今日にかけて戦費廿七億圓がその他の政府支拂ひと共に國內に撒布されつゝあるが、それが如何なる影響を經濟社會の各層に及ぼしてゐるか的確な見透しがつけられないこと、第二には、かゝる莫大な政府支拂ひが國內に大部分撒布されることになれば、それは必然的に軍需工業關係に集中偏倚されるばかりでなく、貿易管理や消費統制の發展に伴つて地方的に、階級的に、また

職業的にそれぞれ異なつた渦紋をその各層に投ずることは明らかであり、従つてこの跛行的な所得の配分關係を調整するために、臨時的に負擔の増加を要求することはできるけれども、恒久的な性質をもつ負擔の均衡は、今日のやうなデコボコの經濟狀勢を基礎としては、却つて將來に及んで負擔の不均衡をもたらす恐れがあるといふのである。

この見解の正否は暫らく論じないとしても、政府側に根本的税制改革の希望があるばかりでなく、戦時經濟、財政の前途を憂ふる民間側にもこの改革の希望は根強よく存在してゐるのである。

それは戦時における經常歳入中における間接税と直接税の占める割合の問題から出發してゐる。まづ具體的な例をとつていへば、歐洲大戰當時のドイツでは一九一三年の決算で租税收入の約七割九分までを間接税收入に仰いでゐたので、その年この税制改革の提案があつたが、それが實現をみないうちに大戰が勃發した。戦争になれば莫大な戦費が入用なことは勿論であつて、ドイツでもこの例にもれず莫大な公債が発行された。そしてその財政的支柱として、即ち悪性インフレーションを防ぐため増税も斷行されたのであるが、同國の税制そのものの性質から増税は必然的に間接税に集中された。が、この間接税は戦時中總ての國に於て實行される強制的消費節約に

よつて大幅な減少をきたしたのである。つまり間接税の増税と強制的消費節約の矛盾のため、ドイツは非常な財政的苦難に陥つたのである。

ところが周知のやうにわが國の經常歳入でも未だ間接税の占める割合が、甚だ高いのである。昭和十二年度當初豫算では、經常歳入總額十八億二千萬圓中で、間接税總額は專賣益金も含めて八億七千九百萬圓で總額中の四割八分を占め、これに對し直接税收入は臨時利得税を加へても七億七百萬圓で三割八分に過ぎないのである。そして今度の新增税においては、この點が幾分顧慮されたことは事實であるが、増税總額三億餘萬圓のうち直接税（収益税系統）が一億九千餘萬圓間接税（流通税、消費税系統）が一億二百萬圓となり、間接税への依存は未だ相當大きいのである。

従つてかうした間接税に大きい依存性をもつ税制を根本的に戰時體制化するためには、今度の新增税の方針とされた所得税中心主義をもつと積極的に押し進むべきだといふ議論が次第に有力化してきてゐるのである。そしてこの直接税中心主義を徹底させるためには

一、財産税、相續税の新設、増徴

一、第二種所得税の改革、増徴

一、第一種、第三種所得税の累進率の徹底化

一、都市と農村、資本と勤勞の各負擔の均衡化

等々がその目標として提唱されてゐる。

勿論、この根本的税制改革には幾多の摩擦があることと思はれる。現に今度の増税案にすらも財界の一部からは反對が出てゐるやうである。その反對論はいろいろの様相を帯び、且ついろいろの理論的根據を提示してゐるのであるが、こゝではその反對論を一つ一つ擧げる煩雜さを避けこれらの反對論に對する東京帝大の橋爪明男教授の堂々たる反駁論を掲げておこう。

「……多くの國民が、或は死し或は傷つき、又出征兵士の遺家族が國內に於て多大の困苦を忍んでゐる今日、大所得者、就中軍需關係の大所得者から、その収益の或る部分を徵集するは道義上から云つて、負擔均衡上から云つて、是非行はねばならぬことである。この事理明白なることをすら行はずして國民精神總動員を説き、國民の協力一致、相剋摩擦の解消を強調する如き、實に迂遠至極と云はねばならぬ。

「この國家非常時に際し憲法の宣言に従つて、國民皆兵と相並んで國民皆税の趣旨を、是非徹底させねばならぬ。即ち、消費税に於ては、既に皆税なりと云ひ得るも、直接税に於ては未だ遙かに然らず、こゝに於て直接税の國民皆兵を實現し、納税の道義的精神的意義を高揚せねばならぬ。同時に大所得者に於て、従來行はれつゝありと推定される脱税の如きは、徴兵忌避と同一視し、この際徹底的に根絶すべきである」(二月七日付、都新聞)

國家の非常時局の超克のために必要なる増税に對し反對するものは、誰れ一人ある筈がない。問題は戰時税制の重點をどこに置くか、全國民の各收入に應じた負擔の均衡を如何にして得るかといふことである。重大時局の進展強化と共に、税制の根本的改革要望をめぐつて橋爪助教授の指摘してゐる國民皆税論は益々強く叫ばれることであらう。

昭和十三年二月廿三日印刷納本
昭和十三年二月廿八日發行

增稅と物價騰貴と國民生活

定價拾錢(送料三錢)

編者 秋田 一郎

東京市小石川區西丸町九

發行人 池田 弘次

東京市本郷區湯島三ノ六

印刷所 秀飯社印刷所

東京市小石川區西丸町九番地

發行所

大文字書院

電話大塚(86)二〇三八番
振替東京一三〇二四五番

鐵道各驛ホームスタンド一手販賣

東京鐵道局公認 鐵道保養會

大賣捌所 九州菊竹金文堂 大坪惇進堂 大阪新正堂 名古屋川瀬書店